

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク (佐々町の特徴を踏まえた整理)

①洪水・内水氾濫：佐々町ハザードマップ

佐々町の中心部には二級河川である佐々川が流れており、集中豪雨や台風時には洪水や内水氾濫のリスクが高い地域である。佐々町ハザードマップによると、本会が立地する地域は、佐々川の氾濫による浸水想定区域に含まれており、0.5m未満の浸水が想定されている。さらに、中心商業地区の広い範囲においては、0.5～1.0m以上の浸水が想定されている。特に、事前予測が難しいとされる内水氾濫の恐れがある地域は、佐々川沿いを中心に広く想定されている。

また、佐々町ハザードマップでは、1000年に1度の大雨を想定した浸水区域も示されており、中心商店街や役場、住宅が立ち並ぶ佐々川沿いの地域では、2.0m以上5.0m未満の浸水が想定される区域として注意喚起がなされている。

②土砂災害：佐々町ハザードマップ

町内は山間部や河川沿いに斜面地が多く、ハザードマップ上では地滑り等の土砂災害警戒区域・特別警戒区域が点在している。これらの区域にはBCP対策や災害時対策に脆弱な小規模事業者が点在して立地しており、豪雨時には事業継続への影響が懸念される。

③地震：J-SHIS

地震ハザードステーション (J-SHIS) によると、今後30年間で震度5弱以上の地震が発生する確率は、佐々川に沿った地域で6%以上とされており、発生頻度は高くないものの、広域停電や物流停滞等による事業活動への影響が想定される。また、近年は想定外の地震の発生も少なくないため、地震発生における警戒準備が必要である。

④感染症

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のように、国民の多くが免疫を有していない新興感染症は、10年から40年程度の周期で出現し、地域経済や事業活動に長期的な影響を及ぼすおそれがある。今後も、感染症流行を前提とした事業継続の備えが必要である。

(2) 商工業者の状況・令和7年度佐々町商工会実態調査 (令和7年4月1日現在)

①商工業者等数 563 事業者

②小規模事業者数 514 事業者 (約91%)

業種別にみると、卸・小売業、飲食業・サービス業を中心に町内全域に広く分散して立地しており、特定地域の被災が町全体の商業機能に影響を及ぼす構造となっている。

内	業種		商工業者数	うち小規模事業者数	うち小規模事業者割合	備考
訳	商工業者	建設業	102	98	96.1%	町内に広く分散している
		製造業	46	41	89.1%	
		卸・小売業	122	104	85.2%	商店街地域を中心に町内に広く分散している
		飲食店・宿泊業	75	70	93.3%	
		サービス業・その他	218	201	92.2%	
合計		563	514	91.3%		

(3) これまでの取組

①佐々町の取組

- ・佐々町地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・佐々町災害時受援計画の策定／佐々町業務継続計画（BCP）の策定／佐々町保護計画の策定
- ・佐々町洪水・土砂災害ハザードマップの作成・更新及び周知
- ・防災備品、食料等の備蓄

②佐々町商工会の取組

- ・佐々町商工会危機管理マニュアルの作成
（事業継続力強化計画として運用：平成 25 年 3 月策定）
- ・事業者 BCP・事業継続力強化計画に関する国施策の周知
- ・当会職員又は保険会社等と連携しての「事業者の事業継続力強化計画」策定支援
- ・長崎県火災共済協同組合及び保険会社等と連携した保険・共済制度の加入促進・佐々町が実施する防災訓練への参加・協力

II 課題

(1) 災害・感染症リスクに対する事前意識と備えの不足

現状では、防災・減災や感染症対策に関する取組について、計画的かつ実践的な対応が十分に行われていない状況にある。小規模事業者においては、自然災害や感染症リスクに対する意識は徐々に高まりつつあるものの、事前対策の重要性について十分に理解されておらず、具体的な備えにまで至っていない事業者が多い

(2) 事業継続計画（BCP）策定および事前対策の遅れ

小規模事業者の多くは、防災・減災や事業継続の必要性を認識しているものの、BCP（事業継続計画）や事業継続力強化計画の策定、設備対策や業務代替手段の検討といった具体的な事前対策の実施にまで至っていない事業者が大半を占めている。

(3) 発災時・感染症流行時における連絡・協力体制の未整備

平成 25 年 3 月に策定し、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて令和 2 年 11 月に更新した佐々町商工会危機管理マニュアルについては、近年大規模な災害が発生していないこともあり、十分に活用されていないのが実情である。また、発災時や感染症拡大時における具体的な行動手順や、商工会・町・関係機関との連携体制について、実務レベルでの定期的な連絡調整や情報共有が十分に行われていない。

(4) 感染症流行に備えた対応体制の不十分さ

感染症対策については、地区内小規模事業者に対し、予防接種の推奨、手洗い・うがいの徹底、体調不良者を出さないためのルールづくりなど、平時からの基本的な対策の周知が十分とは言えない。

さらに、感染症拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄や、事業継続を見据えた体制整備が十分に進んでいない。

(5) 保険・共済・金融支援に関する助言体制・人材の不足

人事異動等の影響により、保険・共済に関する助言を行える当会職員等が不足する場合があります。また、保険・共済、災害融資、BCP（事業継続力強化計画）策定、補助金等を含めたリスクファイナンス全般について、的確な助言・支援を行える体制の確保および人材育成が課題となっている。

また、事業者に対しても、感染症リスクを含めたリスクファイナンス対策としての保険の必要性について、十分な理解が進んでいない。

Ⅲ 目標

項 目	目 標	取組内容
災害・感染症リスクの周知 (事前対策の必要性)	小規模事業者に対し自然災害・感染症リスクと事前対策の必要性を理解させる	会報・セミナー・説明会の開催 (年1回以上)
事業継続計画策定支援 (事前対策の推進)	BCP・事業継続力強化計画の策定率を段階的に向上させる	策定支援セミナー 個別相談の実施
連絡・協力体制の構築	発災時における被害情報共有・支援要請が円滑に行える体制を構築	町・県・関係機関との協議会の開催
感染症対策体制の整備	感染症流行段階に応じた対応体制を平時から構築	ガイドライン整備、衛生対策周知
保険・共済・金融支援の推進	リスクファイナンスに関する助言体制を整備し加入促進を図る	勉強会開催、金融機関・保険機関と連携

※その他

- ・本計画に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

佐々町商工会（以下「当会」という。）と佐々町は、役割分担および実施体制を明確化し、相互に連携を図りながら、以下の事業を実施する。

<事前の対策>

当会は、佐々町を連携し、佐々町防災計画等と本計画の整合性を整理し、発災時に混乱なく、応急対策に取り組めるようにする。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

・災害リスクの把握と被害軽減対策の周知

巡回経営指導時に佐々町地域防災計画や洪水・土砂災害ハザードマップ等を活用し、事業所の立地条件に応じた災害リスク（浸水、土砂災害、強風被害等）を可視化するとともに被害軽減に向けた具体的な対策（事業休業への備え、設備の固定、非常用電源の確保、水災補償等を含む損害保険・共済への加入）について説明・助言を行う。

・災害対策・支援施策に関する情報発信

会報、町広報、ホームページ、メール配信等を活用し、国・長崎県・佐々町の支援施策の紹介に加え、災害リスク対策の重要性、損害保険・生命保険・傷害保険等の概要、事業継続力強化計画制度の内容、BCP策定に積極的に取り組む小規模事業者の先進事例等について、継続的な情報発信を行う。

・BCP・事業継続力強化計画の策定支援

小規模事業者に対し、簡易版を含む事業者BCPや事業継続力強化計画の策定を促進するとともに、策定後の見直しや訓練等を通じて計画の実効性向上に向けた指導・助言を行う。

・事業継続・リスク対策の普及啓発

事業継続やリスクマネジメントに関する専門家を招へいし、普及啓発セミナーや個別相談会を開催することで、行政施策の周知、損害保険・生命保険・傷害保険等を活用したリスクファイナンス対策の理解促進を図る。

・新型コロナウイルスに関する正確な情報周知

新型コロナウイルス感染症については、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染状況が日々変化することから、事業者に対し、常に最新かつ正確な情報を入手し、デマ等に惑わされることなく、冷静に判断・対応する重要性を周知する。

・感染症対策の周知・支援

新型コロナウイルス感染症対策については、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策の周知を行うとともに、今後の感染症対策に資する各種支援を実施する。

・感染症に備えた環境整備・IT活用支援

事業者に対し、マスクや消毒液等の衛生用品の一定量備蓄、事務所内の換気設備の整備、IT活用やテレワーク環境の構築に関する情報提供および支援策の周知を行う。

②商工会自身の事業継続計画の作成・見直し

当会は、事業継続計画に相当する「佐々町商工会危機管理マニュアル」を、平成25年度に作成し、都度、更新している。（別紙の通り）。

③ 関係団体等との連携

・普及啓発・支援制度の連携実施

長崎県、長崎県商工会連合会、佐々町、金融機関、損害保険・共済団体等と連携し、普及啓発ポスターの掲示依頼、専門家派遣、セミナーの開催、各種支援制度の周知等を実施する。

・**災害・感染症対応に向けた連携強化**

災害時および感染症流行時における支援体制について、平時から関係機関との情報共有を図り、円滑な連携体制の構築に努める。

・**感染症リスクに備えた保険制度周知**

感染症については、収束時期の予測が困難であることを踏まえ、リスクファイナンス対策として、生命保険、傷害保険、感染症特約付き休業補償等の各種保険制度の紹介を連携して行う。

④**フォローアップ**

・BCP・事業継続力強化計画の進捗確認と助言

小規模事業者の事業継続力強化計画やBCPの策定・更新状況を把握し、必要に応じて助言を行う。

・協議会等による取組状況の確認・改善検討

(仮称)佐々町事業継続力強化支援協議会(構成: 当会、佐々町、関係機関)を開催し、取組状況の確認および改善点の検討を行う。

⑤**当該計画に係る訓練の実施**

- ・豪雨・台風・地震等の自然災害発生を想定し、当会と佐々町との連絡体制や初動対応の確認を行う。(訓練は必要に応じて実施する)

<発災後の対策>

自然災害等が発生した場合は、人命の安全確保を最優先とし、以下の手順により地区内小規模事業者の被害状況を把握するとともに、関係機関へ連絡し、連携して支援を行う。

①**応急対策の実施可否の確認**

・**職員の安否・参集可否の確認**

発災後概ね2時間以内を目安に、職員の安否確認を行う。電話やSNS等を活用し、安否状況、業務従事の可否、周辺の概況的な被害状況(家屋被害や道路状況等)について確認し当会と佐々町で情報共有を行う。

・**感染症発生時の職員体調確認と感染防止対応**

感染症発生時においては、職員の体調確認を行うとともに、事業所内の消毒、職員の手洗い・うがい等の感染防止対策を徹底する。

・**緊急事態宣言下における感染症対策の実施判断**

感染症の流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合は、佐々町に設置される感染症対策本部の方針に基づき、当会において必要な感染症対策を実施する。

②**応急対策の方針決定**

・**被害状況に応じた応急対策方針の決定**

当会と佐々町は、被害状況および被害規模に応じた応急対策の方針について協議の上、決定する。

・**職員の安全最優先による柔軟な勤務判断**

例えば、職員自身の目視により生命の危険が想定される降雨・豪雨等の状況下では、無理な出勤を行わず、職員の安全確保を最優先とし警報解除後に出勤する等、柔軟な対応を行う。

・**緊急時に備えた代替体制・役割分担の確保**

職員全員が被災する等により緊急対応が困難な場合に備え、代替体制や役割分担について、あらかじめ定める。

・ **被害状況の把握および町との情報共有**

地区内の大まかな被害状況を把握し、発災後概ね 24 時間以内に整理した上で、佐々町と情報共有を行う。

・ **被害規模の想定区分の設定**

被害規模の想定は以下を想定とする。

被害規模の想定は以下を想定とする。 ・職員全員が被災する等により緊急対応が困難な場合に備え、代替体制や役割分担についてあらかじめ定める。大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

被害状況の共有・連絡頻度は以下を目安とする。

発災後 ～ 翌日	1日に2回
～ 2週間	1日に1回
～ 1ヶ月	2日に1回
1ヶ月以降	必要に応じて

< 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

① 指示命令系統・連絡体制の明確化

自然災害発生時において、地区内小規模事業者の被害情報を迅速に把握・報告するため、指示命令系統および連絡体制を明確化し、正確かつ迅速な被害情報の集約と共有を行う。

② 二次被害防止のための職員活動判断基準

二次被害の防止を図るため、被災地における職員の活動可否や活動内容について状況に応じた判断基準を定める。

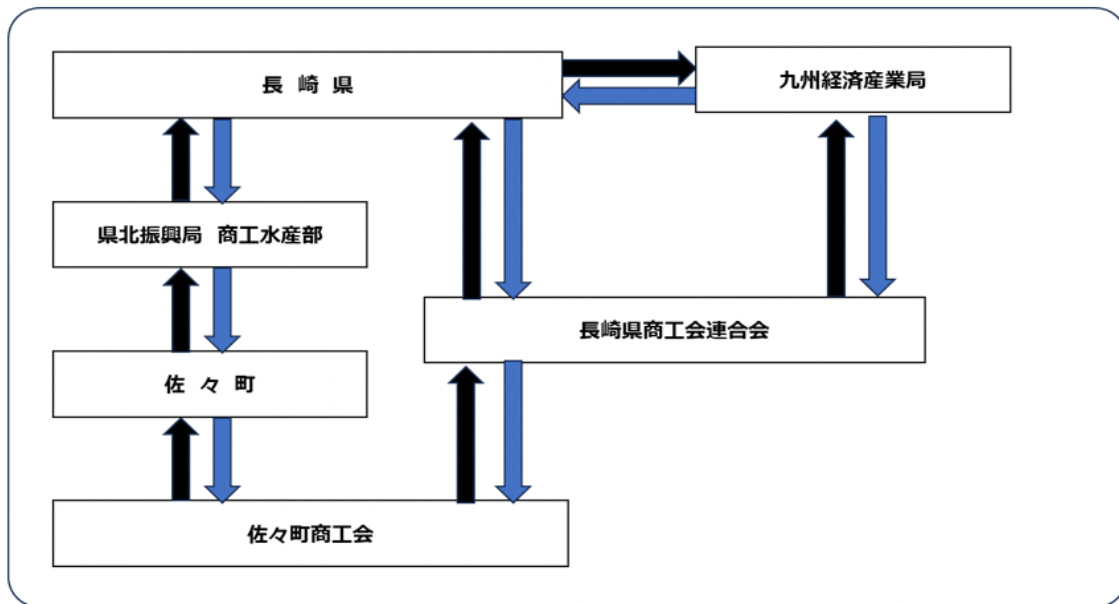
③ 被害確認・被害額算定方法の事前整理

当会と佐々町は、被害状況の確認方法ならびに被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ整理・共有しておく。

④被害情報の報告ルートの特明確化

当会と佐々町が把握・共有した被害情報については、当会を通じて長崎県商工会連合会へ報告し、同連合会を経由して長崎県へ報告する。あわせて、長崎県が令和元年8月28日に通知した報告方法に基づき、佐々町を通じて長崎県へ報告を行う。

[報告・連絡体制]



<応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

①相談窓口の設置および運営

当会は、相談窓口の開設方法について佐々町と協議の上、安全性が確保された場所に相談窓口を設置する。

なお、国からの要請があった場合には、特別相談窓口を設置する。

②被害把握と被災事業者支援施策の周知・相談対応

地区内の小規模事業者等の被害状況について詳細な確認を行い、緊急時に有効な被災事業者支援施策（国、長崎県、佐々町等の施策）を地区内小規模事業者等に周知する。その上で、資金繰り、雇用、設備復旧等に関する相談に適切に対応する。

<地区内小規模事業者に対する復興支援>

①復旧・復興段階に応じた事業者支援

長崎県の方針に基づき、復旧・復興の方向性を整理した上で、被災した小規模事業者に対し被害状況や復興段階に応じた支援を行う。

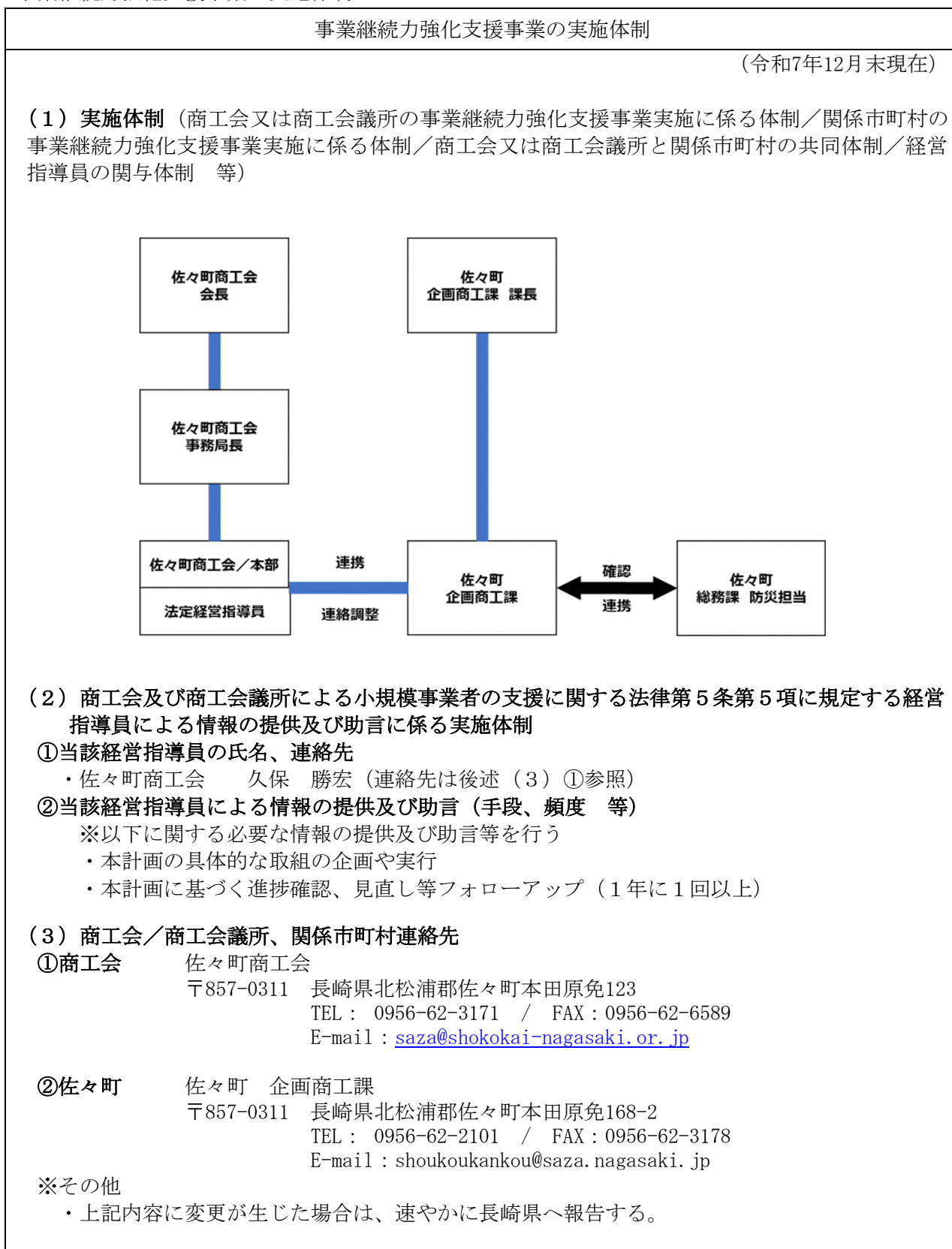
②応援職員派遣の要請

被害規模が大きく、当会職員のみでの対応が困難な場合には、長崎県および関係機関等に対し、他地域からの応援職員の派遣を要請する。

※本計画の内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	10	10	10	10	10
・ パンフ、チラシ作製費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、佐々町補助金、長崎県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等